

## 公立大学法人名桜大学とイオン琉球株式会社 との産学連携に関する包括協定書

公立大学法人名桜大学(以下「甲」という。)とイオン琉球株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 相互の資源を活用して地域社会の持続可能な発展に関すること
- (2) 社会課題の解決に資する研究および新技術の創出に関すること
- (3) 教育・人材育成の相互支援および推進に関すること
- (4) その他、本協定の趣旨・目的達成のために必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (免責)

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をしなかった場合においても、その責任を負わないものとする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の取り組み等により知り得た相手方の秘密 情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方より書面による承認を得た場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### (窓口の設置)

第6条 甲と乙は、第2条に掲げる連携事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から2023年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年8月5日

甲 沖縄県名護市字為又 1220 番地の1

公立大学法人名桜大学

学長

石川昌範



乙 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 514 番地の1

イオン琉球株式会社

代表取締役社長

鯉沼豊太郎

